



2024年7月29日
株式会社 京都銀行

手形・小切手発行手数料の改定に関するお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

手形・小切手に関しては、政府が2026年度末までに「約束手形利用の廃止・小切手の全面的な電子化」を行う方針を決定しています。

当行では、手形・小切手の流通量が減少するなか、引き続き手形・小切手による決済機能をご提供するため、手形・小切手発行手数料を以下のとおり改定させていただきます。

◇ 改定日

2024年10月1日（火）受付分より

◇ 改定内容

	改定前（税込）	改定後（税込）
一般当座小切手（1冊・50枚）	2,200円	11,000円
自己宛小切手（1枚）	1,100円	5,500円
約束手形（1冊・50枚）	3,300円	11,000円
為替手形（1冊・50枚）	3,300円	11,000円

※誠に勝手ながら、9月30日（月）までは、お取引先1先あたり1か月2冊（手形帳・小切手帳の合計）までの受付とさせていただきます。

なお、当行では手形・小切手に代わる決済手段として、以下のサービスを推奨しております。

- ・インターネットバンキングによる振込
- ・電子記録債権（でんさい）のご利用

手形・小切手の電子化には、現物紛失リスクの低減に加え、押印・発送・保管等の事務負担の軽減や印紙代などのコスト削減など、支払側と受取側双方に様々なメリットがございます。

お客様におかれましても、この機会に上記代替サービスへの切り替えをご検討いただきますようお願い申し上げます。